

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年六月三日から同年十月三日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するように提出してください。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 グルメシテイ北大和店
所在地 生駒市北大和一丁目二三―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 株式会社グルメシテイ近畿
住所 大阪府吹田市江坂町一丁目一八番一〇号
代表者 佐々木 浩

（変更後） 名称 株式会社グルメシテイ近畿
住所 大阪府吹田市江坂町一丁目一八番一〇号
代表者 中村 茂樹

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 株式会社グルメシテイ近畿
住所 大阪府吹田市江坂町一丁目一八番一〇号
代表者 佐々木 浩

（変更後） 名称 株式会社グルメシテイ近畿
住所 大阪府吹田市江坂町一丁目一八番一〇号
代表者 中村 茂樹

三 変更年月日

平成二十六年三月十二日

四 届出年月日

平成二十六年五月二十三日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

六 縦覧期間

平成二十六年六月三日から同年十月三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで